

エアコン設置申請書の送付先・問い合わせ先について

【送付先・問い合わせ先】

○横浜北サービスセンター	川崎市・横浜市鶴見区・横浜市青葉区・横浜市旭区 横浜市神奈川区・横浜市中区・横浜市保土ヶ谷区 横浜市緑区にお住まいの方
○横浜南サービスセンター	横浜市磯子区・横浜市金沢区・横浜市栄区・横浜市南区 横須賀市・鎌倉市・逗子市にお住まいの方
○湘南サービスセンター	横浜市戸塚区・藤沢市・綾瀬市(上土棚)にお住まいの方
○県央サービスセンター	相模原市中央区・相模原市南区・綾瀬市(綾瀬寺尾本町) 厚木市・座間市・大和市・愛川町にお住まいの方
○西湘サービスセンター	伊勢原市・小田原市・秦野市・平塚市・二宮町・湯河原町 にお住まいの方

※エアコン設置申請書・各サービスセンターの住所や連絡先につきましては、各ページよりご確認ください。

エアコン設置申請書の送付先・問い合わせ先について

【送付先・問い合わせ先】

○横浜北サービスセンター	川崎市・横浜市鶴見区・横浜市青葉区・横浜市旭区 横浜市神奈川区・横浜市中区・横浜市保土ヶ谷区 横浜市緑区にお住まいの方
○横浜南サービスセンター	横浜市磯子区・横浜市金沢区・横浜市栄区・横浜市南区 横須賀市・鎌倉市・逗子市にお住まいの方
○湘南サービスセンター	横浜市戸塚区・藤沢市・綾瀬市(上土棚)にお住まいの方
○県央サービスセンター	相模原市中央区・相模原市南区・綾瀬市(綾瀬寺尾本町) 厚木市・座間市・大和市・愛川町にお住まいの方
○西湘サービスセンター	伊勢原市・小田原市・秦野市・平塚市・二宮町・湯河原町 にお住まいの方

※エアコン設置申請書・各サービスセンターの住所や連絡先につきましては、各ページよりご確認ください。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

神奈川県住宅供給公社 殿

団地名 _____
住宅番号 _____ 号棟 _____ 号室 _____
氏名 _____ ㊞
電話番号(自宅) _____
(会社) _____

エアコン設置について(申請)

標題の件について、設置ご承認願いたく申請いたします。

<設置条件及び注意事項>

- エアコンのカタログは、使用を予定している機器のカタログの切り抜き(または写し)を提出して下さい。
また、以前使用していた機器を使用する場合(カタログがない時)は、メーカー名・機種・型名・冷暖房能力・消費電力等を明記して下さい。
- 設置平面図・断面図は、各入居住宅の間取りに合わせて書いて下さい。
- 屋外機の設置場所でベランダのない場合は、サービスセンターへお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- | | |
|--------------------------|----|
| ○ 設置平面図、断面図(いずれも詳細に書くこと) | 1通 |
| ○ エアコンカタログ | 1通 |
| ○ 返信用封筒(宛名書き、切手貼付してあるもの) | 1通 |

_____ 団地
_____ 号棟 _____ 号室
_____ 殿

神奈川県住宅供給公社

エアコン設置について(承認)

令和 年 月 日付け、申請がありました標記の件については、下記条件を付して承認します。

記

- コンクリート壁に穴(スリーブ)を開ける等、建物に損傷を与えないで下さい。但し、屋内ユニット(壁掛けタイプ)設置用取付ビス等についてはこの限りではありません。
- エアコンから出る騒音、及び水滴により他の居住者に迷惑をかけないようにご注意ください。なお、クーラー設置に伴う苦情のある場合は、申請者の責任において解決して下さい。
- エアコン用電源は、各戸分電盤に配線用遮断機(安全ブレーカー)を設け、別配線にして下さい。但し、エアコン専用コンセントのあるものは除きます。
- 屋外ユニット設置場所はベランダとします。なお、ベランダで仕切板及び物置下が非常時に避難通路となるところは、その付近に置かないで下さい。
- 公社が経年修繕工事等を行うとき支障をきたす場合は、設置したエアコンは申請者の責任において一時撤去、又は移設して下さい。
- エアコン設置により建物に損傷、又は他へ及ぶ障害が発生した場合は、申請者が弁償の責を負うものとします。
- 賃貸借契約を解除したときは、申請者が設置したエアコン等を自己負担で撤去して下さい。

【送付先】

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
横浜北サービスセンター
〒226-0005 横浜市緑区竹山3-1-8(竹山団地内)
Tel:045-933-0593

令和 年 月 日

令和 年 月 日

神奈川県住宅供給公社 殿

団地名 _____
住宅番号 _____ 号棟 _____ 号室 _____
氏名 _____ ㊞
電話番号(自宅) _____
(会社) _____

エアコン設置について(申請)

標題の件について、設置ご承認願いたく申請いたします。

<設置条件及び注意事項>

- エアコンのカタログは、使用を予定している機器のカタログの切り抜き(または写し)を提出して下さい。
また、以前使用していた機器を使用する場合(カタログがない時)は、メーカー名・機種・型名・冷暖房能力・消費電力等を明記して下さい。
- 設置平面図・断面図は、各入居住宅の間取りに合わせて書いて下さい。
- 屋外機の設置場所でベランダのない場合は、サービスセンターへお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- | | |
|--------------------------|----|
| ○ 設置平面図、断面図(いずれも詳細に書くこと) | 1通 |
| ○ エアコンカタログ | 1通 |
| ○ 返信用封筒(宛名書き、切手貼付してあるもの) | 1通 |

_____ 団地
_____ 号棟 _____ 号室
_____ 殿

神奈川県住宅供給公社

エアコン設置について(承認)

令和 年 月 日付け、申請がありました標記の件については、下記条件を付して承認します。

記

- コンクリート壁に穴(スリーブ)を開ける等、建物に損傷を与えないで下さい。但し、屋内ユニット(壁掛けタイプ)設置用取付ビス等についてはこの限りではありません。
- エアコンから出る騒音、及び水滴により他の居住者に迷惑をかけないようご注意ください。
なお、クーラー設置に伴う苦情のある場合は、申請者の責任において解決して下さい。
- エアコン用電源は、各戸分電盤に配線用遮断機(安全ブレーカー)を設け、別配線にして下さい。但し、エアコン専用コンセントのあるものは除きます。
- 屋外ユニット設置場所はベランダとします。なお、ベランダで仕切板及び物置下が非常時に避難通路となるところは、その付近に置かないで下さい。
- 公社が経年修繕工事等を行うとき支障をきたす場合は、設置したエアコンは申請者の責任において一時撤去、又は移設して下さい。
- エアコン設置により建物に損傷、又は他へ及ぶ障害が発生した場合は、申請者が弁償の責を負うものとします。
- 賃貸借契約を解除したときは、申請者が設置したエアコン等を自己負担で撤去して下さい。

【送付先】

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
横浜南サービスセンター
〒235-0033 横浜市磯子区杉田2-4-9
Tel:045-778-4425

令和 年 月 日

令和 年 月 日

神奈川県住宅供給公社 殿

団地名 _____
住宅番号 _____ 号棟 _____ 号室 _____
氏名 _____ ㊞
電話番号(自宅) _____
(会社) _____

エアコン設置について(申請)

標題の件について、設置ご承認願いたく申請いたします。

<設置条件及び注意事項>

- エアコンのカタログは、使用を予定している機器のカタログの切り抜き(または写し)を提出して下さい。
また、以前使用していた機器を使用する場合(カタログがない時)は、メーカー名・機種・型名・冷暖房能力・消費電力等を明記して下さい。
- 設置平面図・断面図は、各入居住宅の間取りに合わせて書いて下さい。
- 屋外機の設置場所でベランダのない場合は、サービスセンターへお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- | | |
|--------------------------|----|
| ○ 設置平面図、断面図(いずれも詳細に書くこと) | 1通 |
| ○ エアコンカタログ | 1通 |
| ○ 返信用封筒(宛名書き、切手貼付してあるもの) | 1通 |

_____ 団地
_____ 号棟 _____ 号室
_____ 殿

神奈川県住宅供給公社

エアコン設置について(承認)

令和 年 月 日付け、申請がありました標記の件については、下記条件を付して承認します。

記

- コンクリート壁に穴(スリーブ)を開ける等、建物に損傷を与えないで下さい。但し、屋内ユニット(壁掛けタイプ)設置用取付ビス等についてはこの限りではありません。
- エアコンから出る騒音、及び水滴により他の居住者に迷惑をかけないようご注意ください。
なお、クーラー設置に伴う苦情のある場合は、申請者の責任において解決して下さい。
- エアコン用電源は、各戸分電盤に配線用遮断機(安全ブレーカー)を設け、別配線にして下さい。但し、エアコン専用コンセントのあるものは除きます。
- 屋外ユニット設置場所はベランダとします。なお、ベランダで仕切板及び物置下が非常時に避難通路となるところは、その付近に置かないで下さい。
- 公社が経年修繕工事等を行うとき支障をきたす場合は、設置したエアコンは申請者の責任において一時撤去、又は移設して下さい。
- エアコン設置により建物に損傷、又は他へ及ぶ障害が発生した場合は、申請者が弁償の責を負うものとします。
- 賃貸借契約を解除したときは、申請者が設置したエアコン等を自己負担で撤去して下さい。

【送付先】

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
湘南サービスセンター
〒252-0804 藤沢市湘南台4-5-10大嶋ビル1階
Tel:0466-43-7731

令和 年 月 日

令和 年 月 日

神奈川県住宅供給公社 殿

団地名 _____
住宅番号 _____ 号棟 _____ 号室 _____
氏名 _____ ㊞
電話番号(自宅) _____
(会社) _____

エアコン設置について(申請)

標題の件について、設置ご承認願いたく申請いたします。

<設置条件及び注意事項>

- エアコンのカタログは、使用を予定している機器のカタログの切り抜き(または写し)を提出して下さい。
また、以前使用していた機器を使用する場合(カタログがない時)は、メーカー名・機種・型名・冷暖房能力・消費電力等を明記して下さい。
- 設置平面図・断面図は、各入居住宅の間取りに合わせて書いて下さい。
- 屋外機の設置場所でベランダのない場合は、サービスセンターへお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- | | |
|--------------------------|----|
| ○ 設置平面図、断面図(いずれも詳細に書くこと) | 1通 |
| ○ エアコンカタログ | 1通 |
| ○ 返信用封筒(宛名書き、切手貼付してあるもの) | 1通 |

_____ 団地
_____ 号棟 _____ 号室
_____ 殿

神奈川県住宅供給公社

エアコン設置について(承認)

令和 年 月 日付け、申請がありました標記の件については、下記条件を付して承認します。

記

- コンクリート壁に穴(スリーブ)を開ける等、建物に損傷を与えないで下さい。但し、屋内ユニット(壁掛けタイプ)設置用取付ビス等についてはこの限りではありません。
- エアコンから出る騒音、及び水滴により他の居住者に迷惑をかけないようにご注意ください。
なお、クーラー設置に伴う苦情のある場合は、申請者の責任において解決して下さい。
- エアコン用電源は、各戸分電盤に配線用遮断機(安全ブレーカー)を設け、別配線にして下さい。但し、エアコン専用コンセントのあるものは除きます。
- 屋外ユニット設置場所はベランダとします。なお、ベランダで仕切板及び物置下が非常時に避難通路となるところは、その付近に置かないで下さい。
- 公社が経年修繕工事等を行うとき支障をきたす場合は、設置したエアコンは申請者の責任において一時撤去、又は移設して下さい。
- エアコン設置により建物に損傷、又は他へ及ぶ障害が発生した場合は、申請者が弁償の責を負うものとします。
- 賃貸借契約を解除したときは、申請者が設置したエアコン等を自己負担で撤去して下さい。

【送付先】

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
県央サービスセンター
〒252-0323 相模原市南区相武台団地2-3-4(相武台団地内)
Tel:046-251-2901

令和 年 月 日

令和 年 月 日

神奈川県住宅供給公社 殿

団地名		
住宅番号	号棟	号室
氏名	Ⓜ	
電話番号(自宅)		
(会社)		

エアコン設置について(申請)

標題の件について、設置ご承認願いたく申請いたします。

<設置条件及び注意事項>

- 1 エアコンのカタログは、使用を予定している機器のカタログの切り抜き(または写し)を提出して下さい。
また、以前使用していた機器を使用する場合(カタログがない時)は、メーカー名・機種・型名・冷暖房能力・消費電力等を明記して下さい。
- 2 設置平面図・断面図は、各入居住宅の間取りに合わせて書いて下さい。
- 3 屋外機の設置場所でベランダのない場合は、サービスセンターへお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- | | |
|--------------------------|----|
| ○ 設置平面図、断面図(いずれも詳細に書くこと) | 1通 |
| ○ エアコンカタログ | 1通 |
| ○ 返信用封筒(宛名書き、切手貼付してあるもの) | 1通 |

団地	
号棟	号室
殿	

神奈川県住宅供給公社

エアコン設置について(承認)

令和 年 月 日付け、申請がありました標記の件については、下記条件を付して承認します。

記

- 1 コンクリート壁に穴(スリーブ)を開ける等、建物に損傷を与えないで下さい。但し、屋内ユニット(壁掛けタイプ)設置用取付ビス等についてはこの限りではありません。
- 2 エアコンから出る騒音、及び水滴により他の居住者に迷惑をかけないようご注意ください。
なお、クーラー設置に伴う苦情のある場合は、申請者の責任において解決して下さい。
- 3 エアコン用電源は、各戸分電盤に配線用遮断機(安全ブレーカー)を設け、別配線にして下さい。但し、エアコン専用コンセントのあるものは除きます。
- 4 屋外ユニット設置場所はベランダとします。なお、ベランダで仕切板及び物置下が非常時に避難通路となる場所は、その付近に置かないで下さい。
- 5 公社が経年修繕工事等を行うとき支障をきたす場合は、設置したエアコンは申請者の責任において一時撤去、又は移設して下さい。
- 6 エアコン設置により建物に損傷、又は他へ及ぶ障害が発生した場合は、申請者が弁償の責を負うものとします。
- 7 賃貸借契約を解除したときは、申請者が設置したエアコン等を自己負担で撤去して下さい。

【送付先】

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
西湘サービスセンター
〒259-0133 中郡二宮町百合ヶ丘2-2-1(二宮団地内)
Tel:0463-71-1839